

議案第41号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成12年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表133の3の項事務の欄中「許可」を「特例の許可」に改め、同項名称の欄中「許可申請手数料」を「特例許可申請手数料」に改め、同項を同表133の4の項とし、同表133の2の項を同表133の3の項とし、同表133の項を同表133の2の項とし、同項の前に次の1項を加える。

133 建築基準法第5 2条第6項第3号の規 定に基づく建築物の容 積率に関する特例の認 定の申請に対する審査	建築物の容積率の 特例認定申請手 料	28,000円
---	--------------------------	---------

別表137の項事務の欄中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同項を同表137の2の項とし、同項の前に次の1項を加える。

137 建築基準法第5 5条第3項の規定に基 づく建築物の高さに関 する特例の許可の申請 に対する審査	建築物の高さの特 例許可申請手数料	160,000円
---	----------------------	----------

別表139の3の項の次に次の1項を加える。

139の4 建築基準法 第58条第2項の規定 に基づく建築物の高さ に関する特例の許可の 申請に対する審査	高度地区における 建築物の高さの特 例許可申請手数料	160,000円
---	----------------------------------	----------

別表151の項及び152の2の項名称の欄中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表153の項事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、同項額の欄中「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表153の2の項事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、同項額の欄中「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表153の3の項事務の欄中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、同項額の欄中「（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表155の9の項中「又はマンション敷地売却事業」を「、マンション敷地売却事業又は敷地分割事業」に改め、同表155の10の項事務の欄を次のように改める。

155の10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条 第1項、第120条第1項若しくは第168条第1項の規定による 認可を受けた組合であること、同法第25条第2項（同法第1
--

26条第3項又は第175条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公告された組合の理事長であること又は届け出ている法人若しくは理事長の印鑑であることの証明

別表155の10の項名称の欄中「又はマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合又は敷地分割組合」に改め、同表155の13の項及び155の14の項を削り、同表169の項を次のように改める。

169 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
--	--	----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物の容積率の特例認定申請手数料等を定め、マンション管理計画認定更新手数料等を削る等するほか、所要の規定整備をする必要がある。